**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資一千八百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年六月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年五月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤1特定目的会社

取締役　菊地　耕平

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億一千万円減少し、発行済優先出資二千二百口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、一億一千万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十四日

掲載頁　九十一頁（号外第八十一号）

平成二十九年五月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤3特定目的会社

取締役　菊地　耕平

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資二千二百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年六月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年五月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤3特定目的会社

取締役　菊地　耕平

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十七億八千六百六十五万円（ただし、第一号優先資本金につき十一億一千六百六十五万円、第二号優先資本金につき六億七千万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十七日

掲載頁　三十三頁（号外第八十四号）

平成二十九年五月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

榎坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資三万五千七百三十三口（ただし、第一号優先出資につき二万二千三百三十三口、第二号優先出資につき一万三千四百口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年六月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年五月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

榎坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

**取消公告**

平成二十九年五月十一日（号外第九十九号）掲載の左記会社に係る吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみ取消します。

平成二十九年五月十九日

福島県喜多方市字屋敷免三九六〇番地

（甲）荒川産業株式会社

代表取締役　荒川　健吉

福島県会津若松市門田町一ノ堰字村西六八六番地一四

（乙）有限会社オートパーツアマルク

代表取締役　荒川　洋二

## 正　誤

平成二十九年四月十四日（号外第八十二号）公布財務省令第三十六号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

四九ページ終りから二行目から一行目の

「

| 調整前連結税額超過構成額 |
| --- |
| （別表六の二（二十四）「7の㉘」） |

」

に、は

「

| 個別帰属額基準額 |
| --- |
| (2)×20/100 |

」

を

「

| 個別帰属額基準額の残額 |
| --- |
| (13)又は((13)―(8)) |

」

の誤り。

五六ページ終りから一行目から五七ページ一行目の

「

| 個別帰属額基準額 |
| --- |
| (2)×20/100 |

」

を

「

| 個別帰属額基準額の残額 |
| --- |
| (13)又は((13)―(8)) |

」

の誤り。

五九ページ六行目は行頭を一字上げる。

七五ページ一〇行目から一一行目の

「

| 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 |
| --- |
| （別表六の二（四）「21」）×(8)/(9) |

」

を

「

| 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 |
| --- |
| （別表六の二（四）「21」）×(8)/(9) |

」

の誤り。

同ページ終りから六行目から五行目の

「

| 調整前連結税額超過構成額 |
| --- |
| （別表六の二（二十）「7の③」） |

」

を

「

| 調整前連結税額超過構成額 |
| --- |
| （別表六の二（二十）「7の③」） |

」

の誤り。

九〇ページ終りから一行目から九一ページ一行目の

「

| 当期無償取得株式数 |
| --- |
| 当期譲渡制限解除株式数 |

」

を

「

| 当 |
| --- |
| 当 |

」

は

「

| 当期無償取得株式数 |
| --- |
| 当期譲渡制限解除株式数 |

」

を

「

| 当 |
| --- |
| 当 |

」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十九日付第一〇五号九

六ページ●同日付政府調達第九三号三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

価定　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）